



## 報道発表資料

令和7年12月4日(木)

【照会先】

報道関係者 各位

山形労働局労働基準部監督課  
監督課長 飯野直樹  
主任地方労働基準監察監督官 芳賀正佳  
監督係 濱本晴花

電話 023-624-8222

### 自動車運転者を使用する事業場に対する 令和6年の監督指導等の状況を公表します

～労働基準関係法令違反が認められたのは、監督指導実施事業場のうち 66.7%の 50 事業場～

山形労働局(局長 島田博和)は、このたび、県内の労働基準監督署が、令和6年(1月～12月)にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導等の状況について取りまとめましたので、公表します。(別紙1参照)

山形労働局では、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対し、法令違反の疑いがある事業場に対して監督指導を実施するとともに、労働時間管理適正化指導員の訪問指導等を通じて労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるなど、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

また、12月、1月は県内の労働基準監督署においてトラック運送業者向けの労働時間等説明会を開催いたしますので、トラック事業者の皆様は是非ご参加ください。(別紙2参照)

なお、令和4年12月から、トラック運転者の長時間労働の是正のため、山形労働局に「荷主特別対策チーム」を編成し、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないこと等について、発着荷主等に対して要請する取組も行っています。(別紙3参照)

#### 令和6年の監督指導の概要

- 監督指導を実施した事業場は 75 事業場。このうち、労働基準関係法令違反が認められたのは、50 事業場 (66.7%)。また、改善基準告示※違反が認められたのは、22 事業場 (29.3%)。  
※「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)
- 主な労働基準関係法令違反事項は、①労働時間 16 件 (21.3%)、②割増賃金の支払 8 件 (10.7%)、③休日 1 件 (1.3%)。
- 主な改善基準告示違反事項は、①最大拘束時間 15 件 (20.0%)、②休息期間 11 件 (16.0%)、③連続運転時間 9 件 (12.0%)。